政令第二百四十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項第十二号及び第三項第二号並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「痘そう」を「次に掲げる疾病」に改め、同条に次の各号を加える。

一　痘そう

二　水痘

第一条の二第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項の次に次のように加える。

水痘	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者

第一条の二第一項の表インフルエンザの項第二号中「呼吸器の機能」の下に「の障害」を加え、「機能に」を「機能の」に改め、同表に次のように加える。

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	一　六十五歳の者 二　六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

第一条の二第二項中「二年」の下に「（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る同項の規定による予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して一年）」を加え、同条を第一条の三とする。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　法第二条第三項第二号の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）とする。

（政令で定めるB類疾病）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間における改正後の第一条の三第一項の規定の適用については、同項の表水痘の項中「生後三十六月」とあるのは「生後六十月」と、同表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは「平成二十六年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」とする。

3　平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における改正後の第一条の三第一項の規定の適用については、同項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは、「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正するこの政令を公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十八号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十五号を第九十六号とし、第十三号から第九十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　キノリン－八－イル＝一－（五－フルオロペンチル）－一Ｈ－インドール－三－カルボキシラート及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第四十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第八号中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

附　則

この府令は、平成二十六年七月三日から施行する。

○内閣府令第四十九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百四十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この府令」の下に「（第九号の四に掲げる用語にあっては、次条第二号ロを除く。）」を加え、同条第二号の二ロ中「及び同号に掲げる」を「、新投資口予約権証券（以下「新投資口予約権証券」という。）及び」に改め、同条第九号中「。以下同じ。」を削り、同条第九号の三中「信託契約」を「信託」に改め、同条第九号の四中「に信託された」を削り、同条第十一号を次のように改める。

十一　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。